

# 引っ越しシーズン到来

住民係

## 転入・転出などの届出は忘れずに！

3月、4月は入学・就職の季節です。立科町に転入されたとき、町外へ転出されるとき等、住所に変更が生じたときは、すみやかに届出してください。

届出者は原則として異動者本人ですが、世帯主が代わりに届出することもできます。世帯主でない代理人が届出する場合、ご本人からの委任状が必要です。手続きの際、**窓口に来られた方の本人確認**をさせていただきます。**運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のご提示**をお願いします。

なお、正当な理由がなく、14日以内に届出をしない場合、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

種類	届出期間	届出に必要なもの
<b>転入届</b> 町内に住所を移した時	転入してから 14日以内	・印鑑 ・転出証明書（前住所地で発行されたもの） ・マイナンバーカード（通知カード） ・住民基本台帳カード（該当者） ・障害者手帳（該当者） ・国外から帰国された方はパスポート ・在留カード ★運転免許証などの本人確認できる書類
<b>転出届</b> 町外へ住所を移す時	転出前、または転出後14日以内  ※郵送でも請求ができます	・印鑑 ・印鑑登録証（登録者） ・マイナンバーカード（該当者） ・住民基本台帳カード（該当者） ・国民健康保険証（加入者） ・後期高齢者医療保険証（該当者） ・介護保険証（該当者） ・福祉医療受給者証（該当者） ★運転免許証などの本人確認できる書類
<b>転居届</b> 町内で住所を変更した時	転居してから 14日以内	・印鑑 ・マイナンバーカード（通知カード） ・住民基本台帳カード（該当者） ・国民健康保険証（加入者） ・後期高齢者医療保険証（該当者） ・介護保険証（該当者） ・福祉医療受給者証（該当者） ・障害者手帳（該当者） ・在留カード ★運転免許証などの本人確認できる書類

役場では毎週月曜日（当日が休日の場合は翌日）時間外の窓口業務を午後7時まで実施していますのでご利用ください。  
 お問合せ先 町民課住民係 電話 88-8404

## 高齢者肺炎球菌予防接種はお済みですか？

環境保健係

平成30年度の高齢者肺炎球菌予防接種は、3月31日で終了します。今年度対象の方は4月以降に町が実施する定期接種として受けることができません。（任意接種として受けることはできます）

※過去に接種したことがある方は対象外です。

- 接種回数 1回
- 料金 2,000円
- 接種会場 契約医療機関
- 持ち物 町から送付されている予診票、接種済証

年齢	平成30年度の対象者
65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生
85歳	昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日生
90歳	昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日生
95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生
100歳	大正 7年 4月2日～大正 8年4月1日生